

決算委員会議録第三十九号

昭和三十一年五月三十日(水曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 上林與市郎君

理事生田 宏一君 理事關谷 勝利君

理事田中 彰治君 理事本名 武君

理事山本 猛夫君 理事坂本 泰良君

理事吉田 賢一君

白井 莊二君 辻 政信君

床次 徳二君 松岡 松平君

細田 綱吉君

出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

委員外の出席者

会計検査院事務局長 小峰 保栄君

事務局次長 黒田 久太君

専門員

五月二十九日

委員小松幹君辞任につき、その補欠

として原彪君が議長の指名で委員に

選任された。

本日の会議に付した案件

証人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

会計検査院法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九六号)(参議院送

付)

○上林委員長 これより会議を開きま

す。

この際お語りいたすことがございま

す。すなわち昨日及び本日の理事会で

御協議願ったのでありますが、歳入歳

出の実況(防衛庁における靴の購入)に

関する件につきまして調査のため、来

たる六月一日午後井上工業所主の井上

信貴男君を証人として本委員会に出頭

を求めたいと存じますが御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上林委員長 御異議なしと認めま

す。よって衆議院規則第五十三条によ

り、議長を経由して出頭を求めること

といたします。

また御報告いたしますが、前回の委

員会におきまして、証人として喚問を

決定いたしておりました森寿五郎君及

び藤田友次郎君につきましては、その

日時は理事会の決定に一任になってお

りますが、理事会において協議の結果、

果、来たる六月一日午前に喚問するこ

とと決定いたしましたので、さよう御

了承願います。

○上林委員長 次に会計検査院法の一

部を改正する法律案を議題に供しま

す。

まず政府より提案理由の説明を求め

ます。根本官房長官。

会計検査院法の一部を改正する法

律案

会計検査院法の一部を改正する

法律

会計検査院法(昭和二十二年法律

第七十三号)の一部を次のように改

正する。

第十一条第六号中「予算執行職員

等の責任に関する法律第十条第三

項」の下に「及び同法第十一条第二

項」を加える。

第二十二号中「現金及び」の

下に「物品並びに」を加える。

第二十三号第一項第一号中「物品

及び」を削り、「現金」の下に「及び物

品」を加える。

第二十九号第六号中「予算執行職

員等の責任に関する法律第十条第三

項」の下に「及び同法第十一条第二

項」を加える。

第三十二号第一項中「又は物品及

び」毀損を削り、同条第二項中「出

納職員」の下に「又は物品管理職員

」を加え、「前項」を「前二項」に改め、

同条第三項中「第一項の弁償責任は

」を「第一項又は第二項の弁償責任

は、」に改め、同条第四項中「第一項

の下に「又は第二項」を、「出納職員

」の下に「又は物品管理職員」を加え、

同条第一項の次に次の一項を加え

る。

会計検査院は、物品管理職員が

物品管理法(昭和三十一年法律

第 号)の規定に違反して物

品の管理行為をしたこと又は同法

の規定に従つた物品の管理行為を

しなかつたことにより物品を亡失

し、又は損傷し、その他に損害

を与えたときは、故意又は重大な

過失により国に損害を与えた事実

があるかどうかを審理し、その弁

償責任の有無を檢定する。

附則

1 この法律は、物品管理法の施行

の日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた物品

の亡失損による出納職員の弁償

責任の檢定については、なお従前

の例による。

○根本政府委員 ただいま議題となり

ました会計検査院法の一部を改正する

法律案につきまして、その提案理由及

び概要を御説明いたします。

今回、物品管理法が制定されるのに

伴いまして、会計検査院法の一部を改

正する必要が生じました。

まず、物品管理法で、政府が物品の

増減及び現在額計算書を作成し、会

計検査院がこれを檢査することになり

ましたが、従来国の所有する物品は、

会計検査院の任意檢査事項となつてお

りましたので、これを必要檢査事項と

するため、第二十二号第二号及び第二

十三号第一項第一号の規定を改正する

ことにいたしました。

次に、物品管理法で、従来、物品の

出納保管に関する事務をつかさどる職

員にだけ課せられておりました弁償責

任が、広く物品の管理に関する事務を

つかさどる職員、物品の供用に関する

事務をつかさどる職員にまで課せられ

ることになりましたことなどのため、

その弁償責任の檢定等につきましても

所要の改正を加える必要が生じました

ので、第十一条第六号、第二十九号第

六号及び第三十二号の規定を改正する

ことにいたしました。

以上がこの法律案のおもな改正点で

あります。何とぞ慎重御審議の上、す

みやかに御賛同あらんことをお願い申

上げます。

○上林委員長 それではただいまより

本案につきまして質疑に入るものであり

ますが、質疑の通告が別にあるので

ので、これを省略して、討論を省略し

て、直ちに採決に入りたいと存じま

すが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上林委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

○上林委員長 起立総員。よって本案

は原案の通り可決すべきものと決定し

ました。

〔総員起立〕

この際お語りいたしますが、本案に

関します委員会報告書の作成等につ

きましては委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上林委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定します。

○上林委員長 次に御語りいたしま

す。理事会において御協議願つたので

ありますが、さきに証人として決定し

ておりました神部満之助君は病気のた

め出頭できかねるとのことでありま

すので、その医師であります遺沢忠三

郎君を参考人として、来たる六月一日

に招致し、神部証人の病状について実

情を聴取したいと存じますが御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上林委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十一分散会

〔参照〕

会計検査院法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

・ 卒 業 証 書 送 付

昭和三十一年六月一日印刷

昭和三十一年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局